

留意事項について

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表

今回の報酬改定に伴う新たな加算等の追加や廃止について、介護サービス事業所は「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」を都道府県等に提出する必要がある。

さらに、都道府県等は、介護サービス事業所の届出に基づき作成された事業所台帳を国保連合会に提出する必要がある。

都道府県等における事業所台帳の不備や整備の遅れは、不当な請求の返戻及び審査スケジュールの遅延等につながりかねない。

このため、都道府県等は次の事項を参照のうえ、介護サービス事業所に届出の適切な指導を行い、事業所台帳の整備にあたるよう留意されたい。

1. 介護サービス事業所への適切な指導

・届出様式、届出項目に関する留意点

別紙の項番 1, 2 の廃止される加算等について、届出は不要である。

また、別紙の項番 3 の加算について、報酬の算定上必要となる届出を行うこと。

2. 事業所台帳への届出内容の確実な反映

事業所台帳の届出項目の変更等に伴う旧事業所台帳からの移行に当たっては、変更される台帳項目の設定や、旧届出内容からの読み替えを行うとともに様式変更後の介護サービス事業所の体制等に関する届出内容を確実に事業所台帳に反映させること。

3. 国保連合会への的確な情報提供

事業所台帳の異動情報については、国保連合会において請求情報との突合審査に使用するものであることから、的確かつ遅滞なく国保連合会へ提供すること。

特に、4月サービスに係る事業所台帳の異動情報については、新たなコード体系に基づいて、国保連合会への提供を的確に行うこと。

なお、新規指定事業所の事業所台帳の異動情報については、インターネット請求の準備のために、都道府県から国保連合会へ1ヶ月前に送付していただくようお願いしているところだが（平成26年7月17日開催介護電子請求に関する都道府県・国保連合会合同説明会資料108～109ページ参照）平成31年4月の新規指定事業所の異動情報については、新たなコード体系に基づく異動情報を送付する必要があるため準備期間を考慮し、4月には送付せず、全て5月に送付すること。

(別紙)

「既存のサービス事業所の届出留意事項」

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
1	1 1 : 訪問介護	「その他該当する体制等」欄の 「サービス提供責任者体制の減算」 「1 : なし」 「2 : あり」 を廃止	なし。
2	6 4 : 介護予防訪問 リハビリテーション	「その他該当する体制等」欄の 「事業所評価加算」 「1 : なし」 「2 : あり」 を廃止	なし。
3	4 3 : 居宅介護支援	「その他該当する体制等」欄の 「特定事業所加算」 「1 : なし」 「2 : あり」 を新設 平成30年4月1日に届出項目追加済み	新たな届出がない場合は「1 : なし」とみなす。